

## 「富士川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更原案）」について いただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方

本資料は富士川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更原案）について学識経験を有する者、関係県、住民の皆様からいただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方を示したもので

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、いただいたご意見について、その論点を体系的にいただいたご意見の概要として整理したうえで、ご意見の概要ごとに関東地方整備局の考え方を示しております。

令和7年10月7日

国土交通省 関東地方整備局

			頁	行	意見	対応
1	1.富士川の概要 1.1富士川の流域及び河川の概要		2	6	第2東名高速道路を入れてほしい。	橋脚が富士川に入っている橋を主に記載しておりますが、他の橋については”など”に含まれていると考えています。
2			4	7	「図-4 富士川流域の地質」ですが、「糸魚川～静岡構造線は長方形の囲みで表示されていますが、身延あたりでは分岐する「破線」に断層名を表示したらどうか。	複数の断層からなる断層群を記載しているため、断層名を記載しておりません。
3			5	21	「二ホンウナギ、カマキリ（アユカケ）が生息・繁殖している」とあるが、この2種は河川で産卵していないので、アユを追加してはどうか。	ご指摘を踏まえ、「アユ、二ホンウナギ、カマキリ（アユカケ）などの回遊性魚類が生息・繁殖している」と記載しました。
4			5	22	「二ホンウナギ、カマキリ（アユカケ）などの回遊性魚類」とあるが、回遊性魚類にも種類があり、細分化してはどうか	水辺の国勢調査の分類に従い、回遊性魚類のまま記載しています。
5	1.2治水の沿革		10 ～ 15		富士川整備計画のため、死傷数も富士川流域に特化した数にしたらどうか。	流域ごとに被害数を集計していないため、山梨県内の被害数を記載しております。
6	2.1洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題		22	5	9月1日に横川等は「特定都市河川」指定されたので、この内容を記載していただきたい。	ご指摘を踏まえまして、「山梨県南アルプス市・中央市を流下する横川等を山梨県が特定都市河川に指定している。特定都市河川指定後は、新たに流域水害対策計画を策定し、多層的な浸水被害対策を流域一体で計画的に進めていく。」と記載しました。
7	2.2河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題		23	25	図7にある放水路には自由水面が存在しています。つまり、発電用水は直接に駿河湾へ流入しているわけではありません。図に合わせた表現に文章をしておくべきではないでしょうか。発電用水が直接駿河湾に記入するとすれば、「水利権」を許可することができなくなるのではないか。	図の放水路は発電用水が流れしており、駿河湾に放流されているため、直接放流されていると記載しております。また、水利権には特に問題は生じません。
8	2.3河川環境の整備と保全に関する現状と課題	(2) 自然環境	25	13	「河道幅が広いものの流路幅は狭く瀬が連続し、明瞭な淵が少ない。」「水域では、瀬や淵が形成され」と記述され、「淵」の説明について修正が必要ではないか。	ご指摘を踏まえ、「明瞭な深い淵は少ない。」と記載しました。
9			26	15	「回遊性のカマキリ（アユカケ）等の魚類」とあるが、回遊性魚類にも種類があり、細分化してはどうか。	ご指摘を踏まえ、「回遊性の」を削除しました。

			頁	行	意見	対応
11			27	8	礫河原、砂礫河原が混在している。各々の定義もあいまいであるため、礫河原に統一すべきではないか。	礫河原に統一しました。（本文案他3か所も同様に修正）
12			27	12	「連続性を確保」が課題として記載されているが、具体的何をさしているのか、これでは一般住民には分かりません。現行計画で指摘されている、河川横断工作物の魚道機能不全又は未設置による障害が、平成18年以降に大きく改善された事実は認められておらず、現在でも明らかに魚類の遡上を阻害し、河川生態系に影響を与えています。これらのことから、河川横断工作物の課題については削除せず、引き続き記載すべきです。	河川横断工作物箇所だけでなく、河道を含め全体の連続性を確保する必要があると考え、このような記載としております。なお、「4.2.(2)自然環境の保全」に「全区間において、アユ、ウグイ等を含む水生生物が遡上及び降下できるよう施設管理者や関係機関と連携し生物の移動経路の連続性を確保する」と記載しております。
13		(4) 河川景観	28	22	歴史的治水施設等は人間がつくってきた文化的景観に含まれる。景観に関する記載の中で、文化遺産といった文言を入れたらどうか。	ご指摘を踏まえ、「文化遺産に関する施設等と一体となった河川景観を後世に継承」を記載しました。
14	2.5近年の豪雨災害や地震災害等を踏まえた現状と課題	(1) 流域全体であらゆる関係者で取り組む対策	33	18	「治水に加え利水・環境も流域全体で」を「治水に加え利水・環境の整備と保全も流域全体で」と記載したらどうか。	ご指摘を踏まえ、「治水に加え利水・環境の整備と保全も流域全体で」と記載しました。
15		(2) 気候変動適応策の推進	33		河川整備計画においても気温上昇の具体的な数値を明記することで将来を見通すための一定の目安となるはずです。変更案にもぜひ明記をしたらどうでしょうか？	多くの前提条件を含む推計結果の数字を、前提条件の記載をせず計画本文に記載することは、いたしかねますが、本計画の気候変動の見込み方については、第1回有識者会議の資料4 P.13に記載しております。
16		(3) 南海トラフ地震等の大規模地震	34		地震が来ると山中を通っている導水管がずれて、山から水を吹き出すリスクがある。複合災害としてこのリスクは載せるべき。	複合災害については記載しておりますが、特定の施設の被災に関する記載はいたしません。
17	4.2河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標		40	15	農業や漁業の持続と生態系保全の両立のため、モニタリングを継続的に実施し、流量の調整に柔軟性を持たせてほしい。	「流量の確保に当たっては、流量などのモニタリングを継続的に実施し、必要に応じて水利用の合理化を検討した上で、関係機関等の協力を得ながら、流水の正常な機能が維持されるよう適正な水利用に向けて取り組む」と記載しております。

			頁	行	意見	対応
18			40		発電所の取水量が多く、夏季や渴水に河川水位が著しく低下している現状がある。発電用取水の流量を調整し、一定の維持流量を確保する明確な数値目標や計画に入れ込むべき。	「4.2河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標」「5.2.2河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項」に記載しております。
19	4.3河川環境の整備と保全に関する目標	(2)自然環境	41		アユは歴史的にみても富士川を代表する魚種であり、現在、回復傾向にあるものの、未だアユの生息環境としては良好とは言い難い状況が続いていることを踏まえると、これから富士川（当該区間）の河川環境を整備・保全する上で、やはり外すことのできない代表魚種と考えます。	ご指摘を踏まえ、「アユが生息しやすい川づくりによる活気あふれる魅力的な河川を目指すなど、富士川流域での地域振興を支援する。」「全区間において、アユ、ウグイ等を含む水生生物が遡上及び降下できるよう施設管理者や関係機関と連携し生物の移動経路の連続性を確保するとともに、生息・繁殖の場の質の向上を図る。」と記載しました。 また、表11「河川環境区分毎の代表区間」にアユを追加しました。
20			41	24	富士川らしさでイメージ出来るのは、尺アユや日本三大急流というワードだと思うので、富士川らしさを取り戻すと共に、観光や教育といった側面から富士川にはこれから地域振興を担う存在であって欲しい。	「地域住民、関係機関等と一体となり、富士川らしい河川景観の保全・形成を図るとともに、自然環境が有する多様な機能を積極的に活用し、アユが生息しやすい川づくりによる活気あふれる魅力的な河川を目指すなど、富士川流域での地域振興を支援する。」と記載しております。
21			43		定量目標は下流部の礫河原のみの設定であり、今後さらに各種環境項目の定量目標を各流域で設定していただくことが望まれる。	「代表区間」を目標に河川環境全体の底上げを図ることを基本的な考え方としております。
22			43	10	ミナミメダカは流れの速い笛吹川本川に生息していないのではないか。	水辺の国勢調査の結果を元に確認されている種を記載しております。
23			43	14	「アユ、ウグイ等の回遊魚が遡上及び降下できるよう施設管理者や関係機関と連携し、移動経路を確保する必要がある」と記載あるが、魚以外の移動も考えられるから記載してほしい。	ご指摘を踏まえ、「アユ、ウグイ等を含む水生生物」と記載しました。

			頁	行	意見	対応
24	(3) 河川利用	43	23		富士川の殆どの進入口に国交省によりポールが設置され、車による水辺までのアプローチが困難。 水辺に近づきやすいかわづくりにしてほしい。	「人と河川との豊かなふれあいの確保については、沿川地方公共団体が立案する地域計画等との整合を図り、自然環境の保全を考慮し、ユニバーサルデザインに配慮した河川空間の形成を推進する」と記載しております。
25	5.河川の整備の実施に関する事項 5.1河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設等の機能の概要 5.1.1洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項		45	8	洪水がなくても河床が動くため、川のあり方を考慮しながら整備を進めることが重要である。	ご指摘を踏まえ、「土砂動態を把握し、現況河道を評価した上で」と河川整備実施の条件を記載しました。
26	(1) 流下能力を確保するための対策 2) 河道掘削	46			河道掘削によって安全に流下させることができることを流域市町村や広く県民にもご理解いただくためには、もう少し詳細なご説明を別途いただく必要があると考えてございます。	今後河道掘削の詳細について検討し、流域住民の皆様に整備内容等を示させていただきます。
27		46	19		河道掘削に当たっては、取水施設にも配慮することを明記していただきたい。	ご指摘を踏まえ、「既設の橋梁や護岸、取水施設等に配慮する」と記載しました。
28		47	1		流路に関わる施工に関し、濁水発生の防止について、整備計画上でも「良好な環境の保全」という抽象的な表現に加え「施工に伴う濁水発生の抑止に努める」等の記載をしてほしい。	ご指摘を踏まえ、「工事の実施に当たっては濁水防止に努める」と記載しました。
29	(5) 危機管理対策	49 62	14 13		情報網整備についての記載の中で、情報の伝達先を関係機関としているが、情報の種類によっては一般住民への公開を進めるべきと考えるが如何か。	ご指摘の箇所については、光ファイバーケーブル等の整備しこれを用いた伝達について記載しております。 「5.2.1.(5) 河川情報の収集と伝達」などに「洪水による河川水位の上昇、津波、高潮による海面水位の上昇等を住民に提供する」旨記載しております。

			頁	行	意見	対応
30	5.1.3河川環境の整備と保全に関する事項		50	6 24	河川環境は、工事等の実施後に直ちにその効果が発現せず環境の形成に時間要するとあるが、「直ちにその効果が発現せず環境の形成」の意味が分からぬいため、説明を書いてほしい。	ご指摘を踏まえ、5.1.3の2か所において「河川環境は、工事等の実施後直ちに回復せず、それに時間を要する」と記載しました。
31	(2) 動植物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出		50	17	河床環境を改変させないために、河積確保のための土砂撤去及び砂利採取において「粒径組成が変わらないよう、配意する」、「玉石の保全に努める」等、治水安全度向上と共に河川環境の保全を目指すことの記載を追加すべき。	ご意見を踏まえ、「河道掘削などを行う上では、瀬や淵等現状の流路の形状の保全に努め、河道形状の工夫や、発生した巨礫や玉石を可能な限り再配置」と記載しました。
32			50	17	水生生物の生息環境保全のためには「流路形状の保全と掘削による玉石搬出の抑制」や「河道掘削後に巨礫を残すなど」記載してほしい。	ご意見を踏まえ、「河道掘削などを行う上では、瀬や淵等現状の流路の形状の保全に努め、河道形状の工夫や、発生した巨礫や玉石を可能な限り再配置する」と記載しました。
33			50 52	20 2	エコトーンではきちんと説明しないと汽水域のイメージがあるので、「冠水頻度に応じた」のほうが良い。	ご指摘を踏まえ、5.1.3(2)の2か所において「水際形状を工夫して、冠水頻度に応じた多様な生物の生息・生育・繁殖の場を創出」と記載しました。
34			51	15	「瀬・淵の環境に留意し、保全・創出を図ってく」を「瀬・淵の環境に留意し、保全・創出を図っていく」としたらどうか。	ご指摘を踏まえ、「瀬・淵の環境に留意し、保全・創出を図っていく」と記載しました。
35			50		創出とは「新たに作り出す」の意で、都市河川で河川敷を公園河川利用する等、従前ない環境を人為的に作り出す場合に用います。しかし、富士川における本計画の趣旨は、環境の「保全」又は「復元」であることから考え、「創出」は不適当であり、文言を修正すべきです。 他の整備計画との整合性から修正しない場合であっても、「創出」を用いるのであれば、新たな環境は新たな外来生物の定着を誘発する可能性が高いことを踏まえ、その配慮について記すべきです。	「5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項」に配慮事項を記載しております。
36	(3)人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備		52	18	水辺拠点や親水空間を整備し、住民が川に親しみを持つことが、防災意識と自然保全の両立につながると考えます。	「人と河川との豊かなふれあいの確保については、自然とのふれあいやスポーツなどの河川利用、環境学習の場等の整備を関係機関と調整し実施する」と記載しています。

			頁	行	意見	対応
37	5.2河川の維持の目的、種類及び施工の場所		53	11	洪水がなくても河床が動くため、順応的管理が必要である。	ご指摘を踏まえ、「河川の整備、順応的な維持管理対策を実施する。」と記載しました。
38			53	18	「河道計画」と記載あるが、河道計画とは、河川整備計画を指しているのか。そうでないのであれば、書き方を修正した方が良いのでは。	ご指摘を踏まえ、「整備内容等」と記載しました。
39			53	22	「デジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進し」とあるが、具体例を追加してほしい。	ご指摘を踏まえ、「三次元地形データの活用などデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進し」と記載しました。
40			53	25	「これらの実施に当たっては、動植物の生息・生育・繁殖環境等の保全・創出を図る」とありますが、どのような動植物を対象としているのか明記してほしい。	ご指摘を踏まえ、「これらの実施に当たっては、その場に適した生態系の保全・創出を図る」と記載しました。
41	5.2.1洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	(6) 河川等における基礎的な調査及び研究	58	8	「総合的に管理していくため、流域内の降雨量の観測、河川の水位・流量の観測、風向・風速の観測、河川水質の調査」と「流域の降雨量、降雪・融雪量、降雨の時間分布・流量等についてモニタリングを実施し」があり、同じ項目の中に似た文章が重複している。	ご指摘を踏まえ、記載を変更し「また、今後の気候変動の影響に伴う水災害の頻発化・激甚化や、渴水の頻発化、長期化、深刻化等様々な事象まで想定し、追加で調査が必要な項目として、流域の降雨量や降雪・融雪量、降雨の時間分布・地域分布等のモニタリングを実施する。」と記載しました。
42		7) 水害リスクの評価、水害リスク情報の共有	63	18	水害リスク情報を不動産業界とも共有するための具体的な取組を記載してほしい。	ご指摘を踏まえ、「床上浸水の発生頻度や人命に関わるリスクの有無などの水害リスクを評価し、地方公共団体、企業及び住民等とホームページ等を通じて水害リスク情報の共有を図る。」と記載しました。
43		9) 防災教育や防災知識の普及	65	1	過去の洪水被害の記録を計画に追記されたことは大変有意義です。これを単なる歴史資料にせず、防災教育に活かして地域に伝えていく仕組みを計画に盛り込んでいただきたいです	ご指摘を踏まえ、「出前講座等を活用しながら、過去の洪水による被害を踏まえて水害リスク等の防災知識の普及に努める」と記載しました。
44			65	3	気候変動による洪水リスクの増大に対応するための見直しを評価いたします。その上で、避難計画や地域の防災訓練と連動する施策を進め、計画が住民の日常生活に活かされるよう望みます。	「住民参加型の避難訓練等を関係機関と連携して推進する」と記載しています。

			頁	行	意見	対応
45	5.2.2河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項		66	21	文中で「水利権の更新時には、水利の実態に合わせた見直しを適正に行う。」と記載されているが、水利使用許可を行う河川管理者としては「河川整備基本方針で定められた流水の正常な機能の維持を図るため、利用の適正化を図る」ことが整備計画の基本方針であると考えますので、「水利の実態に合わせた」の文言の記載については検討すべき必要があります。	ご指摘を踏まえ、「水利の実態を踏まえ、適正に見直しを行う」と記載しました。
46			66	25	維持流量の、いち早い履行を強く希望する。 水利権更新時や中期目標に囚われることなく、整備基本方針で定められた維持流量を確保するよう、水利使用者との協議を早急に進めていただきたい。	ご指摘を踏まえ、「必要な流量を早期に確保すべく、関係機関と協力しながら、流量確保に向けた取組を行っていく」と記載しました。
47			66	25	維持流量及びその中期目標を何時までにどの程度達成するのかが明記されていません。 積極的な取り組みを推進し、確実に対処することをお願いしたい。	「発電による減水区間については、必要な流量を早期に確保すべく、関係機関と協力しながら、流量確保に向けた取組を行っていく」と記載しております。
48			66		早期に正常流量を決定し実施に向けたタイムスケジュールを公表して欲しい。	流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、「4.2河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標」に記載しています。
49			67	1	気候変動による渇水期の河川流量減少リスクも対応した計画を盛り込んでほしい。	「異常渇水を含め渇水対策が必要となる場合は、関係水利使用者等で構成する協議会等を通じ、関係水利使用者による円滑な協議が行われるよう、情報提供に努め、必要に応じて、水利使用の調整に関してあっせん又は調停を行う。」と記載しております。
50	5.2.3河川環境の整備と保全に関する事項	(2) 自然環境の保全	68	11	河川環境は、工事等の実施後に直ちにその効果が発現せず環境の形成に時間要するとあるが、「直ちにその効果が発現せず環境の形成」の意味が分かりません。例えば「河川環境は工事等の実施後直ちに再生・回復せずそれに時間要する」としてはいかがでしょうか。	ご指摘を踏まえ、「河川環境は、工事等の実施後直ちに回復せず、それに時間を要する」と記載しました。
51			68	15	「アユ、ウグイ等の回遊魚が遡上及び降下できるよう」と記載あるが、魚以外の移動も考えられるから記載してほしい。	ご指摘を踏まえ、「アユ、ウグイ等を含む水生生物」と記載しました。

			頁	行	意見	対応
52			68	21	外来生物や特定外来生物は河川内だけでなく周辺域とも連続しています。したがって、「外来生物や特定外来生物の駆除や監視は、河川内のみではなく連続する河川周辺域にも留意し、必要に応じて関係機関や市民とも連携して良好な河川環境の創出と維持につとめる」のような意味の文言がこの場所かどこかにいれていただけるとよいかと思います。	ご指摘を踏まえ、「外来生物や特定外来生物の駆除や監視は、河川内のみではなく連続する河川周辺域にも留意し、必要に応じて関係機関や市民とも連携して良好な河川環境の創出と維持に努める。」と記載しました。
53		(5) 景観の保全	69	15	歴史的治水施設等は人間がつくってきた文化的景観に含まれる。景観に関する記載の中で、文化遺産といった文言を入れるべきである。	ご指摘を踏まえ、「歴史的治水施設による文化的景観など優れた河川景観を有している」と記載しました。
54		(6)環境教育の推進	69	20	富士川流域の豊かな自然環境は子どもたちへの贈り物です。外来種対策を進めると同時に、地域住民や学校と連携して「川の学びの場」を増やし、自然を守る意識を育ててほしいです。	「環境教育や自然体験活動等への取組について、河川協力団体、市民団体、地域の教育委員会、学校や民間企業等、関係機関と連携し、推進する」と記載しています。
55	6.その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項 6.1流域全体を視野に入れた総合的な河川管理と流域全体で取り組む対策		71	5	霞堤は重要です。連続堤も重要ですけども、霞堤も重要です。今年の9月に横川他4河川が山梨県では指定されて、流域治水や総合治水は一生懸命、県ではやってます。だから国でも流域治水など総合治水的に是非頑張ってほしいと思います。	「霞堤等の既存施設を活用した取組など、流域治水・水利用・流域環境間で利益相反する課題について調整を進める」と記載しております。
56	6.2総合的な土砂管理		71	13	「濁水の長期化」が課題としてあげられているが、その後4.目標や6.留意事項等では全く触れられていません。課題は解決していないので記載の必要があると考えます。	ご指摘を踏まえ、「濁水の状況把握」を記載しました。
57	6.3地域住民、関係機関との連携・協働		71	25	関係機関が集まり、富士川の未来に向けた前向きな話し合いの場が必要だと思う。	「河川協力団体、地域住民、関係機関及び民間企業等と一体となった協働作業による河川の整備・維持管理等を推進する」と記載しております。
58			72	1	今後更に、広報活動にも力を入れていただきたい。	ご指摘を踏まえ、「河川に関する情報を流域住民に幅広く積極的に提供、共有する」を追記しました。
59			72	3	河川は野生動物が街と山を行き来するバイパスのような通行帯となります。山の野生動物（鹿、サル、熊、狸等）が街に現れ社会問題となっており、野生動物の対策なども考慮してほしい。	ご指摘を踏まえ、「外来生物や野生動物等の対策への協力を行う」と記載しました。
60	6.4治水技術の伝承の取組		72	9	粗石沈床（そせきちんしょう）等の伝統的手法も一部取り入れることを検討していただきたい。	ご意見を踏まえ、「伝統的治水工法の意義を学び、後世に継承する」と記載しました。
						その他誤字脱字の修正しました。 9

# そのほか、いただいたご意見については、今後の河川行政の参考とさせていただきます。

頁	意見
22	魚類や水生昆虫の保全と合わせ、漁業者や市民団体と協働できる体制づくりを進めてほしい。
30	各堰に取水量と下流放流量をリアルタイムで流域住民が確認出来る電光掲示板の設置があると良いと思う。
33	国土交通省による専用アプリで河川状況やシミュレーションの状況を公開していただければ、住民がより多角的に情報を得られ、防災行動につなげられるように感じます。
33	河川整備や環境保全にあたっては、過去と現在の変化を踏まえ、未来の気候シナリオを取り入れた総合的な対策を進める必要があると思います。
40	<p>富士川で設定された維持流量の問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持流量は正常流量検討の手引き（案）（2007改定）に基づき設定運用されることが慣例となっていますが、この手引き自体が大変古い考え方に基づいており、これに従うことの問題が各所で指摘されています。現在は、自然の流量変動（規模、頻度、タイミング、継続時間など）を考慮することが重要で最小流量を流すだけでは、流水の機能維持には不十分であると認識されています。</li> <li>・維持流量の目安は、原則10ヵ年1位相当の渇水時において維持できるよう計画されてきた経緯があり、かつては、建設省の発電ガイドライン（1988）での目安として比流量0.1-0.3 m<sup>3</sup>/100km<sup>2</sup>に設定されていました。しか、この比流量では瀕切れが生じることもあり、問題が指摘されてきました。現在設定されている維持流量の全国平均値（100の一級水系）は0.7 m<sup>3</sup>/100km<sup>2</sup>であり、おおむね魚類の体高等から判断しているケースが多く、この数値でも不十分であると考えられています。</li> </ul>
40	<p>現状の富士川・甲府盆地最下流（清水端）の流況は、豊水流量34-108m<sup>3</sup>/s（95th）、平水流量29-78m<sup>3</sup>/s（185th）、低水流量25-57m<sup>3</sup>/s（275th）、渇水流量12-34m<sup>3</sup>/s（355th）であり、ここから渇水時比流量を計算すると0.55-1.56 m<sup>3</sup>/s/100km<sup>2</sup>となります。今回、設定された十島堰下流区間の維持流量の設定値は周年8.8 m<sup>3</sup>/sであり、比流量に換算すると0.24 m<sup>3</sup>/100km<sup>2</sup>となり、大変少ない値です（上流・清水端の渇水時比流量の1/2から1/6以下、全国平均の1/3しかない）。清水端の渇水時比流量を参考にすると、十島堰下流では、最低でも20-58 m<sup>3</sup>/sの水を流す必要があると考えます。</p> <p>同様に、早川に設定された維持流量も0.3m<sup>3</sup>/sと大変少なく、比流量に換算すると0.06 m<sup>3</sup>/100km<sup>2</sup>しか流れていません。</p> <p>維持流量とは、流水の健全性と機能を維持するのに必要な流量であり、渇水時において維持すべき最低限のラインであります。十島堰下流と塩之沢堰下流では最小流量すら達成できていない状況が常態化しており、河川の機能がすでに維持できていない状況となっている点も大変大きな問題です。</p> <p>また、中期目標という不明瞭な目標値も設定されており、維持流量よりさらに低い数値を設けて河川環境に影響を与え続けています。</p> <p>現行の維持流量の算出方法は、大きな問題点をはらんでいると考えます。流量算定の根拠となっている魚類についてみても、産卵や移動だけでなく、生活史や季節、魚種によって多様な生息空間を利用する特性があり、渇水時の必要水深（産卵場の必要水深と流速や体高の二倍から推定）から算出することは科学的に妥当ではありません。とくに、川の生態系サイズ（面積や体積）は個体群の多寡を決めるきわめて重要な要素であります、富士川の生態系サイズは大幅に縮小しており、個体群縮小と生物多様性および生態系サービスへの影響が懸念されます。</p>

頁	意見
40	<p>富士川の維持流量（設定値）の異常な低さは、H-Q式の算出方法にも原因があると考えています。一部の季節に限って得られた3回程度の流量観測データをもとに、流量Qと水深Hおよび流速Vとの関係式を導出し、そこから魚類個体群の維持に必要な水深や流速を満たす最低流量を推定しています。しかしながら、非線形な回帰式を3回程度の観測データにフィットさせ、さらに観測値の範囲外の流量を推定するという、きわめて不確実性の高い手法が採用されています。また、推定値の精度（標準誤差や信頼区間など）についても評価がなされておらず、科学的に妥当な手法とは言えません。</p> <p>観測を行った地点も問題と考えます。代表的な瀬の水深をもとに必要流量を算出しているようですが、通常、水位変動によって川幅が大きく変化する礫河原の瀬でH-Q式を推定することはできません。流量の変動に対して、水位が大きく変化しないためです（川幅が変化するため）。このため、ごくわずかな水位計測の誤差も大きな流量推定の不確実性につながります。評価対象魚種（アユなど）の主な生息地として瀬が選定されたものと思われますが、瀬で評価をするのであれば、少なくとも周年のモニタリングにより様々な流況下で観測を行い、十分に信頼性の高いデータをもとに最低流量の計算を行いうべきと考えます（推定値の不確実性についても示す必要あり）。富士川の維持流量というきわめて重要な目標値の算出に、このような不確実性の高い方法が採用されていることは、大きな問題であると考えます。</p> <p>本河川整備計画では、設定流量の見直しを行うための仕組みやモニタリングの詳細について記載されておらず、どのように正常流量および維持流量の再検討をしていくのか情報が不足しています。</p> <p>一部の有識者の意見だけでなく、流域に関わるあらゆるステークホルダーが円卓につき、オープンな場で熟議しながら、正常流量および維持流量について合意形成を諮る必要があると考えます。</p>
40	人と河川とのふれあい・河川空間利用となっているが、実際は水位が低すぎて川遊びができない日が増えているため、観光や地域レクレーションへの悪影響を防ぐための水量確保をお願いしたい。
40	河川水が少なく、腐敗した水が止まり悪臭が漂う。 地域住民にとっては不利益以外何もない。早急に改善し豊かな流れを取り戻すべき。
41	<p>魚や鳥が戻り、生態系が豊かになることを期待する。</p> <p>また、治水と環境の両立を進めると同時に、地域住民が親しみやすい河川空間づくりにも力を入れていただきたいです。学習や観光に活用できる川となれば、地域全体の魅力向上につながると考えます。</p>
41	「代表区間」を設定の際には、ぜひ整備工事の際には、地域の自然観察団体や市民の意見を取り入れ、環境と治水の両立を地域に開かれた形で実現してください。
41	身近な生物の生息環境を守ることは、地域の誇りや文化を支えることにつながります。今後、具体的な保全策をぜひお願いしたいと思います。

頁	意見
58	河川内の流出したテトラポット等のコンクリート構造物は速やかに撤去すべきだと考える。
58	ラフティング事業者は活動区間の地理や流れを日頃から観察しており、一定の救助技術や捜索技術を有しているので、有事の際は消防・警察と連携し素早い対応が出来るよう、年に一回でも合同訓練の機会があると良いと思う。
66	一刻も早く下流域に必要な水を流してほしい。取水規制もして補償放流などの措置を講じることを求める。
66	急速に変化する時勢に合わせ、水利権の更新期限を短縮すると共に、関係機関がお互いを尊重しながらオープンな話し合いの機会を確保していただきたい。
69	ラフティング事業者組合が河川協力団体となり、観光・環境教育・河川美化・災害救助支援等に於いて、行政との連携を強化し富士川の健全な発展の一助になる事を望みます。
71	発電事業者と流域住民が意見交換する場を定期的に設ける事。取水状況や河川流量とリアルタイムで公開する仕組みを構築する事を盛り込んでほしい。